

公立大学法人大分県立看護科学大学職員退職手当規程

平成18年 4月 1日

規程第 28 号

(目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

- 第2条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（就業規則第21条の規定により再雇用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族。）に支給する。

(退職手当の支払)

- 第3条 次条及び第16条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第20条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 この規程の規定による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

(一般の退職手当)

- 第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第12条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 1年以上10年以下の期間 | 1年につき100分の100 |
| (2) 11年以上15年以下の期間 | 1年につき100分の110 |
| (3) 16年以上20年以下の期間 | 1年につき100分の160 |
| (4) 21年以上25年以下の期間 | 1年につき100分の200 |
| (5) 26年以上30年以下の期間 | 1年につき100分の160 |
| (6) 31年以上の期間 | 1年につき100分の120 |
- 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第2項並びに第7条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第17条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第19条第1項各号に掲げる者及

び傷病によらず就業規則第22条第1項第1号又は第2号又は第4号の規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第15条第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就労規則第17条第1項第2号の規定により退職した者(同規則第20条の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるもの
- (3) 第17条の2第5項に規定する認定(同条第1項1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たものを含む。)

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間 1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間 1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤務し、就労規則第17条第1項第2号の規定により退職した者(同規則第20条の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準じる他の法令の規定により退職した者
- (2) 就労規則第22条第1項第3号の規定による解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 第17条の2第5項に規定する認定(同条第1項2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤務し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるもの
- (6) 25年以上勤務し、第17条の2第5項に規定する認定(同条第1項1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて理事長が承認したものを含む。)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 1年以上10年以下の期間 | 1年につき100分の150 |
| (2) 11年以上25年以下の期間 | 1年につき100分の165 |
| (3) 26年以上34年以下の期間 | 1年につき100分の180 |
| (4) 35年以上の期間 | 1年につき100分の105 |

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、特定一般地方独立行政法人職員若しくは地方独立行政法人役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項各号若しくは第24条第1項の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、特定一般地方独立行政法人職員又は地方独立行政法人役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年大分県条例第105号（以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間（退職手当条例により職員以外の在職期間が職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間を含む。）

(3) 前各号に掲げる期間に準じるものとして理事長が別に定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第9条 第6条第1項第3号及び第7条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年退職日の属

する年の前年の３月３１日までに退職した者であつて、その勤続期間が２０年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の３月３１日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から１５年を減じた年齢以上であるものに対する第６条第１項、第７条第１項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第６条第１項及び第７条第１項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の３月３１日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき１００分の３を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第８条第１項第１号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の３月３１日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき１００分の３を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第８条第１項第２号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の３月３１日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき１００分の３を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、
第８条第１項第２号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前３条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（業務又は通勤によることの認定の基準）

第１０条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（勸奨の要件）

第１１条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第１２条 第５条から第７条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に６０を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第１３条 第８条第１項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第２号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号

に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第14条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条	第5条から第7条まで	第9条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第9条の規定により読み替えて適用する第7条の
第13条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第13条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第13条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第13条第1項の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、就業規則第43条第1項第3号の規定による停職その他これらに準じる事

由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

- 2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号及び第3号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月数のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月数に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第16条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額（退職又は死亡の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、本学の役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間（公立大学法人大分県立看護科学大学役員退職手当規程により本学の役員以外の在職期間が本学の役員としての引き続いた在職期間に含まれる期間を含む。）を含むものとする。

4 職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前3項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

5 前4項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前4項の規定により計算した在職期間から除算する。

6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第17条の2 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第9条の表以外の部分で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 組織の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の規程により任期を定めて任用される者

(2) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(3) 就労規則第42条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分であつて別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。

- 5 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- （1）応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - （2）応募者が応募をした後就労規則第42条の規定による懲戒処分（第3項第3号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - （3）応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （4）応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- （1）第19条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - （2）第19条の2の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - （3）募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。)
 - （4）就労規則第42条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第3号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - （5）第3項の規定により応募を取り下げたとき。
- 9 理事長は、この条の規定による募集及び認定について、別に定めるところにより、理事会に対し、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。
- 10 理事会は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

（地方公務員等として在職後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例）

第18条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となつた場合に、職員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての在職期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）若しくは、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合

に、職員としての在職期間を当該公庫等の職員としての在職期間に通算することと定めている公庫等に限る。)又は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ引き続き地方公務員等として在職した後、引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 理事長は退職した者が次の各号のいずれかに該当するときには、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が本学の名誉及び信用に及ぼす影響等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 就業規則第43条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

(2) 就業規則第22条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合においては、公示送達により行うものとする。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第19条の2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に本学の役員となったときは、退職手当を支給しない。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第20条 職員の退職が、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第21条 第2条に規定する遺族は、次に掲げるものとする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 第1項各号に該当するものがないときは、第2条及び同項の規定にかかわらず、その死亡により退職した職員の葬祭を行った者に、退職手当の額の2分の1をこえない範囲内において、その実費を支給することができる。

(遺族からの排除)

第22条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払の差止め)

第23条 理事長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び第3項並びに次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。
- (2) 退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 理事長は、退職した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当の額を支払うことが本学の名誉及び信用に支障を生ずると認めるとき
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額を算定を基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前三項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなった場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第24条 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取の実施にあつては、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の身分取扱いに関する規程（平成18年4月1日規程第26号）第2条の規程に基づく手続きを準用する。

- 5 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 理事長は、退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を求めることができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 第19条第2項及び第24条第3項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第26条 理事長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を求めることができる。

- 2 第19条第2項及び第24条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納)

第27条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を求めることができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第25条第3項又は前条第2項に基づき行われた通知を受けた場合において、第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を求めることができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第23条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を求めることができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を求めることができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき請求する金額は、第19条第1項に規定する事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第19条第2項及び第24条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

（その他）

第28条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大分県条例第11号。以下「改正条例」という。）による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第27項から第29項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年大分県条例第2号。以下この項及び附則第4項において「条例第2号」という。）附則第3項、改正条例附則第10項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大分県条例第26号。以下この項、附則第4項、第7項、第8項及び第9項において「条例第26号」という。）附則第5項から第8項まで、改正条例附則第11項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和62年大分県条例第31号。以下この項及び附則第4項において「条例第31号」という。）附則第8項並びに改正条例附則第12項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年大分県条例第46号。以下この項及び附則第4項において「条例

第46号」という。) 附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第7条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程附則第7項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、この規程の第4条から第9条まで及び第12条から第16条まで並びに附則第7項から第9項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新制度退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち附則第6項の職員以外の在職期間が第17条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として理事長が別に定める額」とする。
- 4 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新制度退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第27項から第29項まで、条例第47号附則第5項、改正条例附則第9項の規定による改正前の条例第2号附則第3項、改正条例附則第10項の規定による改正前の条例第26号附則第5項から第8項まで、改正条例附則第11項の規定による改正前の条例第31号附則第8項並びに改正条例附則第12項の規定による改正前の条例第46号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧制度退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新制度退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
 - 一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)
 - イ 第15条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ロ 新制度退職手当額から旧制度退職手当額を控除した額
 - 二 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)
 - イ 第15条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - ロ 新制度退職手当額から旧制度退職手当額を控除した額
 - 三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)
 - イ 第15条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ロ 新制度退職手当額から旧制度退職手当額を控除した額
- 5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として理事長が別に定める額」とする。
- 6 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者の第17条第1項に規定

する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の職員の退職手当に関する条例（昭和28年大分県条例第105号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間（退職手当条例により職員以外の在職期間が職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間を含む。）の始期から職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額は、第4条から第7条まで及び令和5年改正附則第2項から第7項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。
- 8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項又は第8条及び令和5年改正附則第5項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第26号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第6条又は令和5年改正附則第3項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 昭和59年7月24日において退職手当条例第2条第1項に規定する職員として在職し、引き続いて地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、その職員としての勤続期間（退職手当条例第2条第1項に規定する職員としての勤続期間を含む。）が10年以上の者が、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は定年に達したことにより退職した場合（定年に達し、就業規則第20条の規定により引き続き勤務した後退職した場合を含む。）には、第6条の規定に該当する場合のほか、当分の間、理事長は予算の範囲内で第6条の規定による退職手当を支給することができる。
- 11 平成元年3月31日に退職手当条例第2条第1項に規定する職員として在職する職員で、引き続いて地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、前項の規定に該当する退職をしたもの（定年に達したことにより退職した者を除く。）については、当分の間、第7条中「勤続期間が25年以上」とあるのは、「勤続期間が10年以上」と読み替えるものとする。
- 12 国立大学法人法（平成15年法律第102号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第3条の5第2項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。）の職員が、引き続いて退職手当条例第2条第1項に規定する職員となり、引き続いて地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となり、かつ引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 13 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の改正規定 平成25年4月1日

(2) 第5条、第6条、第7条（見出しを含む。）、第9条、第14条及び第15条第4項の改正規定並びに第17条の2を加える改正規定並びに附則第5項の規定

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において別に定める日

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第5項において「新条例」という。）附則第7項及び第8項の規定の適用については、新条例附則第7項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 改正後の附則第5項（附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

4 改正後の附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

5 この規程の施行の際現に職員として在職していた者が改正前の職員の退職手当に関する条例第6条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものに該当する場合（その者が新条例第7条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。）には、新条例第6条第1項に規定する11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、同項第2号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60

歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は第6条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第2項」とする。

- 3 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は第7条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則第3項」とする。
- 4 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については教員には適用しない。
- 5 公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程令和5年改正附則第2項の規定による職員の給料月額改定は、第8条第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 6 当分の間、第6条第1項第3号並びに第7条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第9条及び第14条の規定の適用については、第9表以外の部分中「定年退職日」とあるのは「定年（附則第4項に規定する教員以外の者にあつては60歳とする。）退職日」と、第9条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第8条第1項第1号の項及び第8条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第4項に規定する教員以外の者にあつては60歳とする。）退職日と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 7 当分の間、第6条第1項第3号及び第7条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第9条の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、「20年を」とあるのは「15年を」とする。

及び附則第4項に規定する教員以外の者	60歳
--------------------	-----

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。